

# 介護施設等の皆様へ 布マスクの配布に関するお知らせ

## 布マスクの配布を希望される場合、 申出をお願いします。

### 1 布マスクの配布について

3月中旬以降、介護施設や障害者施設、保育所等、放課後児童クラブなどに対して国から布マスクを配布してきました。

今後は、布マスクの配布を希望する介護施設等に配布することとしますので、希望する場合はこのリーフレットに沿って厚生労働省まで申出を行ってください。

### 2 配布対象

介護施設、障害者施設、児童福祉施設等の利用者・職員に限ります。詳細は[こちらの](#)P4をご確認ください。

介護事業所のうち訪問・通所系サービス、介護予防サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業（介護予防・生活支援サービス事業に限る。）の利用者分については、ケアマネジャー・地域包括支援センターからの申出となります。詳細は[こちら](#)をご確認ください。

### 3 配布枚数・回数

利用者と職員の方、お1人4枚程度を目安として必要な枚数を配布します。

※ 1人当たり5枚以上必要な場合には、必要枚数を記入様式にご記入ください。この場合には申出状況により配布枚数を調整させていただくことがあります。

また、配布希望の申出は1施設等につき1回限りとします。

児童福祉施設は職員数分の配布となります。詳細は[こちらの](#)P3をご確認ください。

### 4 申請先メールアドレス

HPに掲載している様式に必要事項を入力し、以下メールアドレスまで申出を行ってください。

メールアドレス：[maskhaifukibou@mhlw.go.jp](mailto:maskhaifukibou@mhlw.go.jp)

（様式・詳細はこちら）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/mask\\_haifukibou.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/mask_haifukibou.html)

（お問合せ先）

電話番号：0120-829-178（9時～18時、土日祝日も実施）



送料や手数料など、どのような名目であれ、マスクの配布に関して費用の負担をお願いすることはありません。ご注意ください。

# 布製マスクの配布希望の申出方法

## メールによる申請

1

ホームページへアクセス

([https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/mask\\_haifukibou.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/mask_haifukibou.html))

2

申請様式をダウンロードし、

①施設・事業所の種類、②施設名、③住所、③電話番号、④人数、⑤必要配布枚数など必要事項を記入

3

様式を以下のメールアドレスに送付

メールアドレス：[maskhaifukibou@mhlw.go.jp](mailto:maskhaifukibou@mhlw.go.jp)

## 申出

厚生労働省で、申出内容を確認

※確認のためのお問合せをさせていただきます場合があります。

申出から3週間程度で配布予定

(お問合せ先)

電話番号：0120-829-178（9時～18時、土日祝日も実施）

## Q & A

Q.いつまで受け付けていますか？

A.当面の間受け付ける予定です。いつまでという期限はありませんが、申出の状況により終了する可能性もありますので、ご希望の場合はお早めに申し込みください。

Q.一つの法人で複数の事業所を経営しています。複数の事業所分まとめて申請することは可能でしょうか。

A.施設やサービスの類型に応じて住所を管理しているため、法人単位での申請はできません。施設・事業所毎に申請を行っていただきますようお願いいたします。

各都道府県介護保険担当課（室）  
各市町村介護保険担当課（室） 御 中

← 厚生労働省 認知症施策推進室、高齢者支援課、振興課、老人保健課

## 介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

### 事業所の吸収分割等に伴う事務の 簡素化について

計6枚（本紙を除く）

Vol.862

令和2年8月3日

厚生労働省老健局

認知症施策推進室・高齢者支援課・振興課・老人保健課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきます  
ようよろしくお願いいたします。 】

連絡先 TEL : 03-5253-1111(内線 3971、3979、3948)

FAX : 03-3503-7894

事務連絡  
令和2年8月3日

各〔都道府県〕  
〔指定都市〕 介護保険担当主管部（局）御中  
〔中核市〕

厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室  
厚生労働省老健局高齢者支援課  
厚生労働省老健局振興課  
厚生労働省老健局老人保健課

#### 事業所の吸収分割等に伴う事務の簡素化について

事業所を運営する法人が吸収合併する場合の指定の取扱いについては、「運営基準等に係るQ&Aについて」（平成13年3月28日発出事務連絡）、「全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料」（平成30年3月6日）等において、お示ししているところです。

今般、介護事業所の吸収分割等に伴う指定の取扱いについて、別紙のとおり整理いたしましたので、送付いたします。内容御了知の上、貴管内市町村、介護サービス事業所等への周知等をお願いいたします。

## 1. 吸収分割に伴う指定の取扱いについて

事業所を運営する法人が吸収合併する場合の指定の取扱いについては、「運営基準等に係るQ&Aについて」（平成13年3月28日発出事務連絡）において、「A法人がB法人に吸収合併され、吸収合併の日にA法人の事業所をB法人が引き継ぐ場合は、B法人の事業所として新規に申請・指定を行う必要がある。」としている。

一方で、その場合であっても、指定権者において、事業所の職員に変更がない等、吸収合併の前後で事業所が実質的に継続して運営されると認める場合は、事業所が自治体へ行う手続きの簡素化や介護報酬上の実績の通算など柔軟な取扱いが可能としている（全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料（平成30年3月6日）（別添1））。

本取扱いは、表1のとおり、事業所を運営する法人が吸収分割される場合においても同様とする。

（表1）吸収合併及び吸収分割（※1）の場合における各手続の取扱

	吸収合併 （A法人がB法人と合併し、合併により消滅するA法人の権利義務の全部をB法人が引き継ぐ場合）	吸収分割 （A法人がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部が分割され、B法人が引き継ぐ場合）
新規指定の要否	B法人の運営する事業所として新規指定が必要	B法人の運営する事業所として新規指定が必要
指定手続	指定を簡便に行うことが可能 （※2）	指定を簡便に行うことが可能
介護報酬の取扱い	過去の実績が必要な加算について、実績の通算が可能 （※2）	過去の実績が必要な加算について、実績の通算が可能

（※1）新設合併や新設分割の際も同様。

（※2）「全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料」（平成30年3月6日）。

## 2. 吸収分割後の法人の指定の際に必要な書類について

また、吸収分割後の法人が運営する事業所が指定を受けようとする際に、提出すべき書類については、吸収分割前の旧法人が運営する事業所が指定を受けた際に提出している内容から変更があった部分についてのみ届け出ることとする。このため、例えば、法人格以外に変更がない場合は、事業所を運営する法人の法人格が変更したことがわかる登記事項証明書等を提出することで差し支えない（表2）。

(表2) 指定申請及び変更等の届出の際に都道府県知事に届け出ることとされている事項と、指定の際の柔軟な取扱いの例における届出書類（訪問介護の場合）

	①事業者の 指定 (介護保険 法第70条)	②変更の 届出等 (介護保険 法第75 条)	③前ページ の例による 柔軟な取扱 い (注1)
1. 事業所の名称及び所在地	○	△	× (※)
2. 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名	○	△	× (※)
3. 当該申請に係る事業の開始の予定年月日	○	×	○
4. 申請者の登記事項証明書又は条例等	○	△	○
5. 事業所の平面図	○	△	× (※)
6. 利用者の推定数	○	△	× (※)
7. 事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所並びにサービス提供責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴	○	△	× (※)
8. 運営規程	○	△	× (※)
9. 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要	○	×	× (※)
10. 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態	○	×	× (※)
11. 指定の欠格事由に該当しないことを誓約する書面（誓約書）	○	×	× (※)
12. その他指定に関し必要と認める事項	○	×	× (※)

○＝必要 △＝事項に変更があった場合に届出が必要 ×＝不要

× (※)＝事項に変更がなければ、提出不要とすることが可能

(注1) 吸収分割後の法人が運営する事業所で、法人格以外に変更がない場合

(注2) 吸収合併、新設合併及び新設分割の際も同様

全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料（平成 30 年 3 月 6 日）（抄）

全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議 振興課

## 9 介護事業所の業務効率化に向けた取組みについて

(1) ～ (2) (略)

### (3) 事業所の吸収合併に伴う事務の簡素化について

介護事業所の吸収合併に伴う指定については、介護保険最新情報 vol. 106（運営基準等に係る Q & A（平成 13 年 3 月 28 日発出事務連絡））において、「A 法人が B 法人に吸収合併され、吸収合併の日に A 法人の事業所を B 法人が引き継ぐ場合は、B 法人の事業所として新規に申請指定を行う必要がある」としている。そのため、指定権者においては、新規指定に係る審査と、新規指定に伴う各種事務手続きに対応いただく必要がある。

一方、介護事業所が吸収合併を行う場合、合併前の旧法人が運営する事業所を合併後の法人が継続して運営し、事業所が実質的に継続して運営されると認められることがある。指定権者においては、当該事業所の職員に変更が無い等、吸収合併の前後で介護事業所が実質的に継続して運営されると認めた場合においては、下記の例示のように、合併前の旧法人が運営する事業所の利用者に対するサービスの継続的な提供と質の確保を優先するよう、十分な配慮をお願いする。

また、都道府県におかれては、管内市町村及び介護事業所等に対する周知をお願いする。

#### 【例】

##### i 事業所が自治体へ行う手続

- ・ 地域密着型サービスについて、更新の期限の到来前の再公募を不要とすること
- ・ 認知症対応型グループホームなどの代表者は、認知症に関する研修を修了している必要があるが、新たな代表者が既に同研修を受講している場合には、その再研修を不要とすること
- ・ 吸収合併の日と介護事業所の指定の日に差が生じることによってサービス提供の空白期間が発生し、利用者に対する介護サービスが途切れるようなことがないよう、可能な限り迅速・簡便な対応を行うこと。
- ・ 合併前の旧法人の本体事業所とサテライト事業所を引き継ぐ場合、介護保険法上の手続きを並行して行い、吸収合併の日から本体事業所とサテライト事業所が事業運営を行えるようにすること。

ii 事業所と利用者が行う手続

- ・ 介護事業所の利用契約の再締結を不要とすること（会社法に基づく吸収合併については、合併後の法人は合併前の旧法人の権利義務を承継する）
- ・ ケアプランの変更を不要とすること（利用者の希望による軽微な変更扱いが可能）

iii 介護報酬上の取扱いについて

- ・ 事業所が合併した場合における介護報酬上の取扱いに関し、介護保険最新情報 vol.69（平成21年4月改定関係 Q&A(vol.1)（平成21年3月23日発出））においては、サービス提供体制強化加算について、「施設・事業所の職員に変更がないなど、事業所が実質的に継続して運営していると認められる場合」には、勤続年数を通算できるとしている。

この他、例えば、訪問介護の特定事業所加算の重度要介護者の受入割合などの過去の実績が必要な加算については、事業所が実質的に継続して運営していると認められる場合、実績の通算が可能である。

また、介護職員処遇改善加算における介護職員処遇改善計画書や介護職員処遇改善実績報告書について、事業所が実質的に継続して運営していると認められる場合、合併前の旧法人が運営する事業所分と合併後の法人が運営する事業所分を一括して作成・提出することも可能である。

iv 厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分に関する手続

- ・ 厚生労働省所管一般会計補助金等の交付を受けて取得等をした財産に係る取り扱いについては、「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」（平成20年4月17日会発0417001号）に基づいて対応すること。

※ 吸収合併による財産の承継が行われる場合の財産処分の手続等

- ・ 事業所（間接補助事業者等）は、地方公共団体（補助事業者等）を経由して、厚生労働大臣（適正化法第26条により事務委任されている場合は地方厚生（支）局長。）に財産処分の申請手続を行うことが原則必要。

（注）財産処分制限期間を経過した財産である場合は、手続を要しない。

- ・ 財産処分に伴う国庫納付の要否については以下の通り。

① 財産の承継が有償の場合については、国庫納付を要する。

② 財産の承継が無償の場合については、以下について国庫納付を要しない。

- i 経過年数が10年以上である場合は、財産の承継後に介護保険法に規定する事業等を含む別表に掲げる事業に使用する場合。
- ii 経過年数が10年未満である場合は、同一事業を10年以上継続する場合。

(参考)

別表（地方公共団体以外の者について国庫納付に関する条件を付加しない財産処分後の事業）（第3の2（1）関係）

国庫納付に関する条件を付加しない財産処分後の事業 （各事業には施設を含む。）	備考 （担当部局）
(略) ・老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する事業（老人居宅生活支援事業、老人福祉施設及び有料老人ホーム） ・介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する事業（居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、居宅介護支援事業、介護保険施設、介護予防サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業及び介護予防支援事業等） (略) ・高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）に規定する高齢者優良賃貸住宅 (略)	老健局  老健局

# 「点検商法に注意！」

点検を装い訪問してきた事業者に、  
しつこく勧められ契約をせかされた。

突然、訪問した事業者に「点検だけなら  
無料・・・」と言われても、相手のペース  
にのせられ即決せず、家族や知人に相談し  
見積りを比較し、慎重に判断しましょう。

- ◆ 近所の高齢者の方に「声かけ」、「見守り」を日頃から行い、消費者被害は未然に防止する・被害に気づいていない人に、気づかせる機会を設けてください。

## ～不安を感じたら迷わず電話～

- ◆ 長野市消費生活センター 224-5777  
(消費者ホットライン 188)
- ◆ 長野中央警察署 244-0110
- ◆ 長野南警察署 292-0110  
(警察相談専用電話 #9110)

【発行元】長野市地域・市民生活部  
市民窓口課 消費生活センター  
〒380-0835 長野市大字南長野新田町 1485-1  
長野市もんぜんぶら座4階

## 介護予防教室・介護者教室・介護者のつどいのご案内（2020年9月）

※新型コロナウイルス感染対策のため、中止となる場合があります。ご了承ください。

年	月	日	曜日	時間帯	開始時間	終了時間	講座テーマ	主な内容	形態	実施会場の地区名	会場名	対象	参加費	定員	事前申し込み(要・不要)	申込開始日	担当	問合せ先電話番号	備考
2020	9	2	水	午前	10時	11時30分	介護予防教室 『音楽でココロとカラダを元気にしよう』 ～楽しく脳活音楽療法～	健康	教室	川中島	川中島町公民館	市内在住の65歳以上の方	無料	30人	要		地域包括支援センター 星のさと	261-1588	
2020	9	2	水	午前	10時	11時	介護予防教室 『体幹を整えるストレッチ講座』	健康	講座	更北	更北公民館 第4学習室	市内在住の65歳以上の方	無料	8人	要	8月1日	在宅介護支援センター インターコート藤	284-6215	
2020	9	9	水	午前	10時	11時30分	介護予防教室 『高齢者の特性と健診について』 ～後期高齢者の問診表からフレイル 予防を考えよう～	健康	教室	松代	長野市立松代公民館	市内在住の65歳以上の方	無料	15人	要		地域包括支援センター 長野松代総合病院	278-2058	
2020	9	11	金	午前	10時	11時	介護者教室 『認知症サポーター養成講座』	介護	講演会	更北	更北公民館 第4学習室	市内在住の介護をされている方	無料	8人	要	8月1日	在宅介護支援センター インターコート藤	284-6215	
2020	9	11	金	午前	10時30分	12時	介護者教室 『知っていますか？認知症のこと①』	介護	教室	若穂	温湯温泉 湯～ばれあ	市内在住の介護をされている方	無料	15人	要	9月1日	地域包括支援センター ケアプラザわかほ	282-1631	
2020	9	14	月	午前	10時30分	12時30分	介護予防教室 『芸術の秋』 ～なんちゃって塗り絵で画家気分～	生活	教室	戸隠	戸隠保健センター	市内在住の65歳以上の方	無料	15人	要	随時	戸隠 在宅介護支援センター	254-2745	
2020	9	14	月	午後	1時30分	3時	介護者教室 『身近なお薬のはなし』	健康	講演会	豊野	かがやきひろば豊野	市内在住の介護をされている方	無料	15人	要	8月17日	地域包括支援センター 豊野サブセンター	219-2607	
2020	9	16	水	午前	10時	11時	介護予防教室 『心肺機能を高める運動方法①』	運動	講座	更北	更北公民館 第4学習室	市内在住の65歳以上の方	無料	8人	要	8月1日	在宅介護支援センター インターコート藤	284-6215	
2020	9	16	水	午前	10時	11時30分	介護予防教室 『ウィズコロナ！健康寿命大学』 ～楽しく笑って動くボイスフィットネス～	運動	教室	川中島	川中島町公民館	市内在住の65歳以上の方	無料	20人	要		地域包括支援センター 星のさと	261-1588	
2020	9	17	木	午後	2時	4時	介護予防教室 『介護予防に大切な栄養のお話』	健康	講座	更北	コスモス たせこホール	市内在住の65歳以上の方	無料	25人	要	随時	地域包括支援センター コスモス	284-2166	申し込み順で25名限定

## 介護予防教室・介護者教室・介護者のつどいのご案内（2020年9月）

※新型コロナウイルス感染対策のため、中止となる場合があります。ご了承ください。

年	月	日	曜日	時間帯	開始時間	終了時間	講座テーマ	主な内容	形態	実施会場の地区名	会場名	対象	参加費	定員	事前申し込み(要・不要)	申込開始日	担当	問合せ先電話番号	備考
2020	9	23	水	午前	10時	11時30分	介護予防教室 『膝痛予防の心得』 ～膝痛の原因と予防体操の実際～	運動	教室	松代	長野市立松代公民館	市内在住の65歳以上の方	無料	15人	要		地域包括支援センター 長野松代総合病院	278-2058	
2020	9	23	水	午前	10時30分	11時30分	介護予防教室 『顔ヨガ・姫トレ』	運動	講座	鬼無里	かがやきひろば鬼無里(鬼無里老人福祉センター)	市内在住の65歳以上の方	無料	なし	要	随時	鬼無里 在宅介護支援センター	256-2962	
2020	9	24	木	午前	10時	11時	介護予防教室 『心肺機能を高める運動方法②』	運動	講座	更北	更北公民館 第4学習室	市内在住の65歳以上の方	無料	8人	要	8月1日	在宅介護支援センター インターコート藤	284-6215	
2020	9	25	金	午前	10時	11時30分	介護予防教室 『健康寿命をのばしていきいきと暮らそう』	運動	教室	朝陽	南屋島公民館	市内在住の65歳以上の方	無料	15人	要	月～金 9時～17時	地域包括支援センター コンフォートきたながいけ	254-5250	
2020	9	25	金	午前	10時30分	12時	介護者教室 『知っていますか？認知症のこと②』	介護	教室	若穂	温湯温泉 湯～ばれあ	市内在住の介護をされている方	無料	15人	要	9月15日	地域包括支援センター ケアプラザわかほ	282-1631	
2020	9	25	金	午後	1時30分	3時	介護予防教室 『シナプソロジーと脳トレ』	健康	教室	芹田	長野市地域包括支援センター芹田	市内在住の65歳以上の方	無料	15人	要	随時	地域包括支援センター 芹田	217-5650	
2020	9	28	月	午前	10時30分	12時30分	介護予防教室 『芸術の秋』 ～なんちゃって塗り絵で画家気分～	生活	教室	戸隠	戸隠保健センター	市内在住の65歳以上の方	無料	15人	要	随時	戸隠 在宅介護支援センター	254-2745	
2020	9	28	月	午後	1時30分	3時	介護予防教室 『転倒予防教室②』	運動	教室	信州新町	信州新町福祉センター	市内在住の65歳以上の方	無料	なし	要	随時	地域包括支援センター 新町病院	291-2305	
2020	9	30	水	午前	10時	11時	介護者教室 『カルシウムについて』 『手のセルフケア』	生活	講座	更北	更北公民館 第4学習室	市内在住の介護をされている方	無料	8人	要	8月1日	在宅介護支援センター インターコート藤	284-6215	